相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県三田市須磨田一六三番地、最後の住所兵庫県三田市大原一三一〇番地五

被相続人　亡　酒井　博行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

神戸市中央区多聞通三丁目三番七号コウベセンタービル四〇一号室奥野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥野　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県赤磐市惣分七六三番地、最後の住所岡山市中区東山二丁目五番八号

被相続人　亡　森　知

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

事務所岡山市北区富田町二丁目一三番一二号コートサイドビル三階

相続財産管理人　弁護士　林　知子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西条市新町三六八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　岡田　房子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

愛媛県新居浜市菊本町一丁目一番三四号盛宝ビル三F

相続財産管理人　司法書士　藤田　行雄

無縁墳墓等改葬公告

このほど、墓地環境整備を目的とする、宗教法人蓮長寺の墓地の改修にあたり、無縁墳墓等について改葬を行うことになりました。つきましては、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日より一年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合には、無縁仏として、改葬後の墓地に設置する永代供養墓に改葬させていただきますので、ご承知ください。

平成二十九年四月二十一日

一、墳墓等所在地　東京都品川区南品川一丁目一〇番一八号

一、墳墓等の名称　蓮長寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名

本籍及び氏名不詳

堀米家、飯本家、大久保家、飯島家（二基）、石川家、石田家、小梅家、太田家、佐藤家、中澤家、鈴木家（四基）、清水家（二基）、吉野家、村田家（二基）、角田家、山辺家、玉田家（二基）、金子家、伊藤家、宮内家、水谷家、橋本家、中島家、松野家、中峠家、星野家、千代田家、林家（二基）、伊集院家、宮照家、島崎家、谷田部家、戸倉家、三友家、岡本家（三基）、宮田家、長谷川家（二基）、冨澤家、飯田家、坂本家、今井家、桑原家、高橋家、杉下家、杉浦家（二基）、久野家、中村家、芳野家、金沢家、松前家、森家、左川家、根岸家、上崎家、溝口家、丹羽家、池田家、小池家（五基）、高木家（二基）、貝塚家、山田家（二基）、長塚家、山崎家、近藤家、武智家、久松家、白石家、志村家、藤川家（三基）、菊池家、福島家、奈良家、小林家

墓石名、本籍及び氏名不詳　九十三基

納骨堂　一基

一、改葬を行おうとする者　東京都品川区南品川一丁目一〇番一八号　宗教法人蓮長寺　代表役員　橋本　浩久

連絡先　東京都瑞穂町箱根ヶ崎東松原一三―五　有限会社石山石材店　代表取締役　鈴木　昌博　電話番号〇四二―五六八―二二八一

無縁墳墓等改葬公告

無縁墳墓の合葬のため無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年四月二十一日

一、墳墓等所在地　東京都杉並区松ノ木三丁目三二番一四号

一、墳墓等の名称　宗教法人圓福寺

一、死亡者の本籍及び氏名　以下本籍は不詳、大木國之助、大木國助妻、大木達夫、大木静枝

一、改葬を行おうとする者　東京都新宿区横寺町一五　宗教法人圓福寺　長　亮正

任意清算公告

当会社は、平成二十九年三月二十五日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分方法に従い清算をいたしますので、この清算方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年四月二十一日

静岡県掛川市浜野三九八二番地の一

出島織物合名会社

社員　出島　通義

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成二十九年三月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

東京都台東区上野五丁目一一番三号

全国自動車部品用品厚生年金基金

代表清算人　五味　一孔

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成二十九年三月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

神奈川県横浜市中区翁町一丁目六番六号

神奈川県自動車整備厚生年金基金

代表清算人　多田　愼二

債権申出の公告（第二回）

当社規約型企業年金は、平成二十九年三月三十一日、確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十一日

愛知県清須市寺野花笠一〇〇番地

名静企業株式会社

規約型確定給付企業年金清算人

田中　宏茂

第4期決算公告

平成29年4月21日

東京都新宿区新宿四丁目1番6号

ウェブペイ・ホールディングス株式会社

代表取締役　久保　渓

貸借対照表の要旨（平成28年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	5,064
	固定資産	64,990
	合計	70,054
負債及び純資産の部	流動負債	150
	株主資本	69,904
	資本金	60,100
	資本剰余金	60,000
	資本準備金	60,000
	利益剰余金	△50,195
	その他利益剰余金	△50,195
	（うち当期純損失）	(54,884)
	合計	70,054

第14期決算公告

平成29年4月21日

東京都新宿区新宿四丁目1番6号

ネイバー株式会社

代表取締役　出澤　剛

貸借対照表の要旨

（平成28年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,045
	合計	1,045
負債及び純資産の部	流動負債	408
	株主資本	637
	資本金	20
	利益剰余金	617
	その他利益剰余金	617
	（うち当期純利益）	(61)
	合計	1,045

第62期決算公告　平成29年4月21日

栃木県栃木市沼和田町23番5号

岩下食品株式会社

代表取締役　岩下　和了

貸借対照表の要旨（平成29年1月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,797,218
	固定資産	5,259,146
	合計	10,056,364
負債及び純資産の部	流動負債	651,421
	固定負債	0
	株主資本	9,404,943
	資本金	98,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	9,296,943
	利益準備金	70,000
	その他利益剰余金	9,226,943
	（うち当期純利益）	(67,018)
	合計	10,056,364